

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2025 年 10 月

米国最新法律情報 No.152

国際通商・経済安全保障ニュースレター No.33

米国輸出管理アップデート～50%ルールの導入～

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達

弁護士・ニューヨーク州弁護士 伊佐次 亮介

ニューヨーク州弁護士 木原 慧人アンドリュー

はじめに

2025 年 9 月 29 日、米国商務省産業安全保障局（the U.S. Department of Commerce's Bureau of Industry and Security、以下「BIS」といいます。）は、輸出管理規則（Export Administration Regulations、以下「EAR」といいます。）に基づき公表しているエンティティ・リスト¹及び軍事エンドユーザーリスト²（以下「MEU リスト」といいます。）に関して、米国財務省外国資産管理局（The Office of Foreign Assets Control、以下「OFAC」といいます。）が長年用いてきた「50%ルール」（米国制裁法の対象となる個人や法人が、直接又は間接的に特定の事業体を 50%以上保有している場合、当該事業体も制裁対象とみなすルール）を取り入れた中間最終規則（Interim Final Rule、以下「本中間規則」といいます。）を公表しました³。本中間規則では、エンティティ・リスト又は MEU リストに記載された個人又は法人が、直接又は間接的に特定の事業体を 50%以上保有している場合、当該事業体も当該各リストの対象者とみなされる旨が定められています。本中間規則は、2025 年 9 月 29 日をもって効力を発生することとされています。

従来、エンティティ・リスト又は MEU リストに基づき必要とされる輸出許可は、当該リストに掲載された主体にのみ適用され、リストに掲載されていないその親会社、子会社、兄弟会社、その他法的に独立した主体に対しては適用されないこととされていました。もっとも、BIS は、エンティティ・リストに掲載されていない主体を通じた迂回的な取引（例：輸出許可の適用を避けるため、エンティティ・リスト掲載者が別の外国法人を設立し、当該外国法人を経由した最終的にエンティティ・リスト掲載者を需要者とする取引）が行われている現状について懸念を表明していました。本中間規則は、そのような迂回的な取引を防ぎ、米国の国家安全保障及び外交政策上の利益を保護することを目的として「50%ルール」を導入することとしています。

¹ 米国の国家安全保障や外交政策に反する活動又はその恐れがある個人、法人、政府機関等をまとめたリストであり、当該リストの掲載者に対して EAR 対象品目を輸出・再輸出・国内移転しようとする場合、輸出許可の取得が必要となります。

<https://www.ecfr.gov/current/title-15/subtitle-B/chapter-VII/subchapter-C/part-744/appendix-Supplement%20No.%204%20to%20Part%20744>

² EAR 対象品目を軍事転用する恐れがある事業体のリスト。

<https://www.ecfr.gov/current/title-15/subtitle-B/chapter-VII/subchapter-C/part-744/appendix-Supplement%20No.%207%20to%20Part%20744>

³ <https://www.bis.gov/press-release/departments-commerce-expands-entity-list-cover-affiliates-listed-entities>

本ニュースレターでは、本中間規則の概要及び実務的な影響についてご紹介します。

本中間規則の概要

本中間規則は、以下のリストに掲載されている個人又は法人により、直接又は間接的に、単独又は合計で 50% 以上保有される事業体は、当該各リストに掲載されているものとみなされる旨を規定しています。

1. エンティティ・リスト
2. MEU リスト
3. EAR § 744.8 で参照される特定の OFAC プログラムに基づく SDN リスト⁴

本中間規則が定める「50%ルール」に関して、注目すべき点は以下のとおりです。

①**対象**：本中間規則が定める「50%ルール」は“foreign entity”（すなわち、非米国企業）を対象とすることとされているため、エンティティ・リスト掲載者の米国子会社は対象に含まれないこととなります。

②**間接的な所有**：ある事業体がリスト掲載者によって 50%以上所有されているか否かを判断する場合、直接的な所有関係だけではなく、間接的な所有関係を考慮する必要があります。例えば、複雑な資本構造を持つ企業が取引の相手方である場合、リスト掲載者による間接的な所有が 50%以上に達するか否かについて、慎重な分析が求められます。

③**持分の計算方法**：「50%ルール」の適用にあたっては、複数のリスト掲載者の持分が合算されます。例えば、エンティティ・リスト掲載者である A 社が 35%、エンティティ・リスト掲載者である B 社が 15%、それぞれ C 社の持分を保有する場合、C 社は「50%ルール」に基づきエンティティ・リストの対象とみなされます。

④**最も厳格な規制の適用**：異なる輸出許可の承認方針が設定された複数のリスト掲載者が持分を保有する場合、最も厳格な規制が適用されることとされています。例えば、A 社に「原則不許可（presumption of denial）」、B 社に「個別審査（case-by-case review）」の輸出許可の承認方針が適用される場合、A 社及び B 社が合計で 50%以上の持分を保有する関係会社に対しては、（より厳格な規制である）「原則不許可（presumption of denial）」が適用されます。

⑤**所有割合を特定できない場合の対応**：事前に相当のデューデリジェンスを実施しても「50%ルール」の適用が判断できない場合、輸出者は、取引前に BIS から輸出許可を取得するか、適用可能な許可例外を特定することが求められています。

⑥**50%未満の場合の対応**：リスト掲載者の保有割合が 50%未満の場合、「50%ルール」の適用はないものの、リスト掲載者が一定の少数持分を保有していることは、いわゆる「レッドフラッグ」⁵に該当するため、迂回的な取引が行われるリスクがないか、追加的なデューデリジェンスを実施することが求められています。

⑦**直接製品規制（FDP）**：本中間規則は、エンティティ・リスト掲載者に関する直接製品規制にも及ぶこととされているため、特定の米国由来の技術又はソフトウェアを組み込む外国製品で、エンティティ・リスト掲載者の関係会社向けに輸出等を行う場合、輸出許可が必要となる可能性があります。

⑧**一時的な一般許可**：本中間規則の導入期間を設けるため、BIS は 2025 年 11 月 28 日まで有効な一般許可を発出しました。当該一般許可は以下の内容を認めるものとなっています。

- (1) 本中間規則に基づき新たにリスト掲載者とみなされる事業体が関与する、カンントリー・グループ「A:5」又は「A:6」向け又は当該地域内での輸出、再輸出又は国内移転
- (2) 米国又はカンントリー・グループ「A:5」若しくは「A:6」に本社を置き、かつ、本中間規則に基づき新たにリスト掲載者とみなされるパートナーとの合併事業に関する、カンントリー・グループ「E:1」又は「E:2」（キューバ、イラン、北朝鮮、シリア）を除く地域向け又は当該地域内での輸出、再輸出又は

⁴ <https://sanctionssearch.ofac.treas.gov/>

⁵ BIS は、EAR 適用対象品目を輸出する企業に対して取引先やその関係者に対する一定のデューデリジェンスを実施することを期待し、そのための指標となる「Know Your Customer Guidance」（KYC）を公表しており、KYC はデューデリジェンスを実施する際の目安となる「レッドフラッグ」（Red Flags）を特定しています。

国内移転

実務的な影響

本中間規則により、輸出許可の対象となる事業体が大幅に増加することが想定されます。この点、これまでの輸出管理プロセスとして、アメリカ合衆国商務省国際貿易局が提供する Consolidated Screening List⁶を通じてリスト掲載者であるか否かを確認することが実務的に合理的な手段と考えられてきましたが、本中間規則により Consolidated Screening List のみの確認ではスクリーニングプロセスとして不十分であることが明らかとなりました。実際、BIS は、Consolidated Screening List にはリストに掲載された事業体のみが掲載されており、本中間規則により対象となる子会社等はリストに含まれないため、完全な情報源とはならないことを明言しています。そのため、輸出者自身で一定の追加確認プロセスを実施する必要があり、本中間規則施行後のスクリーニングプロセスはより複雑化することが予想されます。

また、エンティティ・リスト及び MEU リストの違反には厳格責任が適用されるため（すなわち、これらの違反は当事者の故意・過失の有無を問わず成立することとなります。）、取引の相手方が本中間規則に基づき規制対象であることが判明した場合、EAR 上の責任を免れることはできません。その観点からも、本中間規則施行後においては、顧客のスクリーニングプロセス及びデューデリジェンスの実務を根本的に見直す必要があると考えられます。

今後に向けて

今回 BIS が「50%ルール」を採用したことにより、米国の経済制裁法と輸出管理の整合性が高まった一方、EAR の適用対象が大幅に拡大することから、企業のコンプライアンス義務・負担が飛躍的に増大することが想定されます。上記のとおり、本中間規則の違反には厳格責任が適用されるため、仮に違反が生じた場合は多額の制裁や刑事責任が問われる可能性があり、コンプライアンス違反が生じた場合のリスクは極めて高いといえます。そのため、日本企業においても、EAR 関連のスクリーニングプロセス及びデューデリジェンス手続の強化並びに一時的な一般許可のライセンスの終了後を見据えたコンプライアンス体制の整備に早急に着手する必要があります。

2025 年 10 月 6 日

⁶ <https://www.trade.gov/data-visualization/csl-search>

[執筆者]

**塚本 宏達**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。IBA Diversity and Equality Law Committee の Senior Vice Chair (2024 年)。

**伊佐次 亮介** (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士)

ryosuke_isaji@noandt.com

2012 年東京大学法学部卒業。2014 年東京大学法科大学院修了。2015 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., James Kent Scholar)。2022 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

国内外の M&A、TMT (Technology, Media and Telecoms) 分野の取引・紛争を中心に、現在はニューヨークを拠点として企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

木原 慧人アンドリュー (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP ニューヨーク州弁護士)

andrew-keito_kihara@noandt.com

2022 年 William & Mary Law School 修了。国際法を専攻し、J.D. (Juris Doctor) を取得。卒業後、長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィスに入所し、主に国際案件 (国際取引、セキュリティ規制、訴訟等) に携わっている。ロースクール入学前はコーネル大学にて応用経済学士号を取得。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600 名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所として、企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供しています。東京、ニューヨーク、上海、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及びロンドンに拠点を構え、多種多様なニーズに迅速かつきめ細やかに対応する体制を整えており、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。(*提携事務所)

NO&T U.S. Law Update ～米国最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。よろしくお願いいたします。